

トラクターやフォークリフトにナンバープレートは付いていますか

問合せ 税務課管理係

軽自動車税は、軽自動車、自動二輪車、原付バイク、小型特殊自動車を“所有している人”に課税されます(地方税法)。現在使用していない車両でも、所有していれば課税されます。

乗用装置のあるトラクターやフォークリフトは小型特殊自動車に該当し、軽自動車税の課税対象です。そのため、市町村が税務行政上、課税客体を把握するために交付しているナンバープレート(課税標識)をつける必要があります。ナンバープレートは、公道を走行しなくても取り付けなければなりません。

該当する車両を取得した場合や、現在未申告でナンバープレートが付いていない車両を保有している場合は、税務課で申告手続きをして、ナンバープレートの交付を受けてください。

軽自動車税の申告(ナンバープレート交付)方法

届出先		税務課管理係 ※所有者以外でも手続きできます。
持参するもの	販売店などから購入した車両を所有している場合	<ul style="list-style-type: none"> 販売証明(販売店から受け取ります) 所有者の認印(法人の場合は代表者印) 手続きに来る人の本人確認書類(運転免許証など)
	譲り受けた車両を所有している場合	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡証明(前所有者から受け取ります) 廃車証明(前所有者が廃車した際に交付されます) 所有者の認印(法人の場合は代表者印) 手続きに来る人の本人確認書類(運転免許証など)

※不明な点や書類がそろわない場合などがあれば、お問い合わせください。

注意

- ・ナンバープレートの交付や廃止に、手数料はかかりません。
- ・ナンバープレートは、市町村が税務行政上、課税客体を把握するために交付しているものです。公道を走行する場合は、保安基準に適合している必要があります。
- ・小型特殊自動車に該当しない場合、大型特殊自動車に該当する可能性があり、その車両を事業に使用している場合は固定資産税(償却資産)の申告対象です。

軽自動車などの廃車・変更手続きはお早めに

軽自動車や自動二輪車、原付バイク、小型特殊自動車を廃車、名義変更したときは、速やかに手続きをしてください。手続きをしないと、4月1日現在の所有者に1年分の軽自動車税が課税されます。

4月2日以降に廃車や名義変更をしても、税金の還付はありません。

年度末は窓口が大変混雑しますので、早めに手続きをしてください。

問合せ 税務課管理係

次に該当する人は、忘れずに手続きをしてください

- ①軽自動車などを現在所有しておらず、廃車の手続きをしていない人
- ②ほかの人に軽自動車などを譲渡したが、名義変更をしていない人
- ③転入・転出したが、軽自動車などの住所変更をしていない人
- ④軽自動車などの所有者が死亡したが、廃車や名義変更の手続きをしていない人

車種	ナンバー	届出先	必要なもの	
原付バイク (125cc以下)、 小型特殊自動車	碧南市	市役所税務課管理係	<廃車・市外の人へ譲渡の場合> ナンバープレート、現所有者の印鑑 <市内の人へ譲渡の場合> 新所有者の印鑑、譲渡証明	
軽自動車 (三輪・四輪)	三河	軽自動車検査協会・愛知主 管事務所三河支所(豊田市) ☎050(3816)1772	廃車や住所・名義変更などの手続きに必要な書類などは、届出先や届出内容によって異なります。詳しくは各届出先にお問い合わせください。軽自動車については、軽自動車検査協会ホームページ(https://www.keikenkyo.or.jp)からも見るすることができます。	
自動 二 輪 車		125ccを超え 250cc以下		全国軽自動車協会連合会・愛 知事務所三河支所(豊田市) ☎0565(52)3111
		250ccを超える		愛知運輸支局西三河自動車 検査登録事務所(豊田市) ☎050(5540)2047